

ケーブルテレビの放映時間枠を理由に

本会議での再質問の時間制限はやめ、民意を反映させる議会改革を

日本共産党

議会の再質問とは

議会は“言論の府”であり、議員活動の基本は言論です。「発言の自由」は議会における議員の最も重要な権限であり最大限保障されなければなりません。よって議会質問は、区民の付託を受けた議員が、区長に対し区政上の問題や区民の要望を直接迫る議会・議員の最も重要な活動です。

共産党区議団は、本会議での代表質問・一般質問を区民の声を聞き、調査・研究と団での議論を重ね準備します。

再質問は、この質問に対し、通り一遍の答弁、不十分な答弁があれば、区の姿勢・施策をより具体的に明らかにしていくために、必要かつ不可欠で重要な役割を持っています。

民意が反映されない政治への批判が広がっている時だからこそ、区民の立場に立った緊張感ある再質問が求められているのではないのでしょうか。

区議団は、区民の代表として十分な質問が保障されるよう頑張ります。

6月21日から始まった第2回定例区議会で、一般質問の再質問を質問持ち時間の10分の1に制限する試行がされ、第3回定例会（9月）から本格実施がねらわれています。

議会ではこれまで、本会議場での再質問については、議員の良識に任せ時間制限はありませんでした。

再質問を2分、3分に制限する今回の提案は、昨年議長の諮問機関として設置された「議会のあり方検討会」（各党派から委員が出席）において出され、共産党だけの反対で、議長が「試行」を強行したものであてに「要望書」を提出し

「試行」の中止を求めました。

「あり方検討会」では、ケーブルテレビの議会中継で、放映されてこなかった再質問、再答弁までの放映が示されましたが、放映時間枠を増やさず、時間内におさめるために再質問の時間を削るとは本末転倒です。放送枠を拡大すれば解決することを、反対に議員が自らの質問を削り口を縛ることにつながります。

区議団は、民意が反映される議会改革を進めるため、再質問の時間制限の中止を求め全力を尽くします。



**日本共産党
区議会報告**

発行：日本共産党品川区議団

2012年8月号号外 発行責任者 飯沼雅子
品川区広町2-1-36 TEL 5742-6818 (直通)